

～事例で学ぶ!固定資産税(償却資産)担当者に必須の講座～

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

固定資産税(償却資産)の課税と調査実務

実地調査前に知っておきたい基礎から学ぶ法人税減価償却制度のポイントと
固定資産税(償却資産)の課税客体・評価・課税から実地調査まで

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、家屋と償却資産の区分について問題視されております。本来ならば「公平・中立」であるべき租税制度における償却資産把握の体制が市町村によって異なっており、課税の公平性を懸念する声もあります。また、不申告者への適法な対応がなされていないことがあるのではないかとこの疑念も持たれかねません。

本講座では、償却資産担当の皆様が家屋と償却資産の区分について実際に見積書によって拾い出しをいたします。また、評価と課税を適正かつ公正に行うため、法人税減価償却制度、簿記会計の基礎知識、固定資産税(償却資産の仕組み)、課税漏れおよび償却資産の「把握・補足」、実地調査のポイント等について実務に即しながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬 具

記

日 時： 2019年7月30日(火) 13:00～17:00
7月31日(水) 9:30～16:00
会 場： 本会専用教室 (大阪市西区鞆本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)

講 師： 税理士 小川正己氏

参加料(負担金)	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	29,000円	2,320円	31,320円
一般(1名)	32,000円	2,560円	34,560円

※銀行振込の手数料は貴団体にでご負担ください。

申込方法： 裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

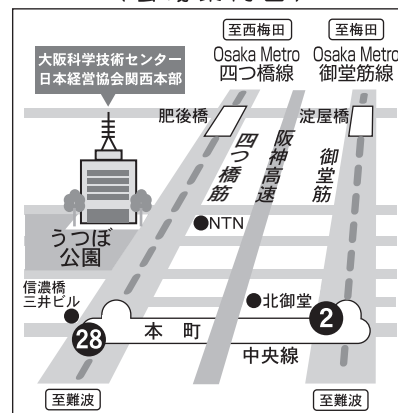
なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・電話予約も受付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル： 開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊： ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)※宿泊料は変更になる場合がございます。

ホテル名	宿泊料(シングル)	交通	ホテル電話
リーガ中之島イン	9,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

お申込み お問合せ先： 一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：原)

〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL http://www.noma.or.jp
(※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願い致します)

I. 初めて学ぶ減価償却制度

1. 減価償却の基本となる決まり
 - (1) 減価償却とは
 - ① 資産の価値が少なくなった分を費用にします
 - ② その費用が大きくなれば税金が少なくなります
 - ③ 資産を買った時の代金は支出時に費用処理はできません
 - ④ それでは何時費用処理をするのですか
 - (2) 減価償却資産の範囲
 - ① 償却対象資産は大きく分けて3分類できます
 - ② どんな資産が減価償却資産ですか
 - (3) 減価償却できない資産は
 - ① 使用や時の経過により減少しないものとは
 - ② 希少価値のある古美術品とは
 - ③ 事業の用に使用していない資産は
2. 取得価格とは
 - (1) 購入した場合
 - (2) 自己が建設、製作、製造した場合
 - (3) 取得価額に含めなくてもよい付随費用とは
 - (4) 税込経理・税抜き経理とは
 - (5) 取得価額によって異なる処理とは
 - ① 少額減価償却資産とは
 - ② 一括償却資産とは
 - ③ 取得価額30万未満の資産とは
3. 減価償却費の計算
 - (1) 償却限度額とは
 - (2) 償却方法
 - ① 定額法
 - ② 定率法
 - (3) 耐用年数
 - ① 法定耐用年数
 - ② 中古資産の耐用年数
4. 損金経理
 - (1) 減価償却費を損金に算入する要件
 - (2) 会計上と税務上の共通点と相違点は
 - ① 会計上の費用計上額と損金算入額が相違する場合があります
 - ② 損金算入額はどのように決まるのですか
5. 資本的支出
 - (1) 資本的支出は資産となります
 - (2) 修繕費の考え方は

II. 帳簿調査に必要な簿記

1. 簿記の基礎知識
2. 仕訳帳
3. 勘定科目の名前と内容

III. 固定資産税（償却資産）の概要

1. 固定資産税としての償却資産
2. 税務会計上の減価償却資産の取扱いとの相違

IV. 課税客体

1. 家屋とは
2. 償却資産の課税客体
見積書からの拾い出し(5,000㎡程度の事務所ビル)の事例研究
3. 家屋と償却資産の区分
4. 土地と償却資産の区分

V. 償却資産の課税の仕組み

1. 課税要件
2. 償却資産の申告

VI. 償却資産の評価

1. 評価の基本
2. 評価の三要素
3. 評価額の最低限度

VII. 実地調査

1. 実地調査について
 - (1) 実地調査計画
 - (2) 調査対象家屋の選定
 - (3) 事前準備及び事前調査
2. 実地調査の実施
 - (1) 帳簿調査の流れ
 - (2) 実地調査の実施
3. 不申告者への対応
 - (1) 申告なしでも課税できますか
 - (2) 課税ができる条件はありますか
 - (3) 推計課税についての注意事項

講師紹介

税理士 小川正己氏

2005年3月 東京都(主税局)を退職
7月 小川正己税理士事務所を開設

(※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。)

講座のねらい

- 法人税減価償却制度について
- 税務会計上の減価償却資産との取扱いの相違について
- 固定資産税（償却資産）の帳簿調査について
- 不申告者への対応について
- 課税客体についての事例研究（見積書からの課税客体の拾い出し<5,000㎡超の事務所ビル>）

(2.5)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人日本経営協会・関西本部(原)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA 「固定資産税(償却資産)の課税と調査実務」参加申込書(2365)			2019.7/30~31
(フリガナ) 役所名(団体)		TEL ()	・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (通信欄) <input type="checkbox"/> その他
		FAX ()	
所在地	〒		
フリガナ 参加者氏名	所属部課・役職名	担当経験年数	(該当にレ印をつけてください。) ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 31,320円 <input type="checkbox"/> 一般(1名) 34,560円 所 属 _____ フリガナ ご連絡担当者 _____
		年 月	
		年 月	
		年 月	
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。		E-mail :	

(注)太ワクの中をご記入ください。※印は当協会記入欄です。(経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。)

【※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 — □ 不要)